

5月は消費者月間

狙われている！若者のお金と夢

●問い合わせ 消費生活センター（本庁舎1階 ☎36-8832 📠36-6839）

4月1日から、成年年齢が18歳になりました（飲酒、喫煙、公営ギャンブルの投票券購入は20歳）。20代に多い消費者トラブルは今後18歳、19歳にも広がります。高校生であっても18歳なら成人です。契約は慎重に。トラブル回避のポイントを紹介します。



SNSなどでの「こんなに簡単に稼げます」との広告は疑うこと！

「1円でも利益が出る」ことを「稼げる」と宣伝していた、事務所の所在地が住所だけを借りる「バーチャルオフィス」で実態が不明だった、宣伝動画の登場人物全員が役者だった、という事例もあります。簡単に稼ぐ方法はありません。

「オーディション商法」に注意！

インターネットや雑誌などで募集のタレントオーディション。合格後に呼び出された事務所で、事前説明のない高額なレッスン受講を契約させられる「オーディション商法」に注意してください。目的はレッスン受講契約にあり、オーディションは人集めの手段です。オーディション商法は、アポイントメントセールス（訪問販売の一形態）として契約書面を受け取った日を含め8日間はクーリング・オフが可能です。街中でのスカウト商法（キャッチセールス）にも注意が必要です。アダルト作品への出演強要があれば警察へ相談してください。



避難行動 要支援者名簿

地域の見守りと災害時の 避難支援のために

●問い合わせ 福祉政策課（東庁舎2階 ☎34-3227 📠34-3204）



自力で避難することが難しく、支援を必要とする方の情報を、お住まいの町会や民生委員、自主防災組織、消防団、市社会福祉協議会、市地域包括支援センター、松本広域消防局、松本警察署に提供する「避難行動要支援者名簿」を作成しています。申請が必要な方は、お問い合わせください。

詳細はこちら



市ホームページ

対象者と名簿掲載の流れ

対象者と名簿掲載の流れ		名簿掲載方法
対象者 (在宅で生活している方)	<ul style="list-style-type: none">要介護3以上の方身体障害者手帳1級・2級の方療育手帳A1の方精神障害者保健福祉手帳1級の方75歳以上の単身世帯の方特定医療費（指定難病）受給者証が交付されている方	申請は不要 平常時から地域へ情報を提供することについて、郵送または関係課の窓口で意向を確認します。 地域への提供を望まない方は、名簿情報提供拒否届出書をご提出ください。
	<ul style="list-style-type: none">災害時に自ら避難することが困難で、登録を希望される方（上記に該当しない高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児、外国籍の方など）	申請が必要 福祉政策課へお問い合わせください。